

# 豊見城市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱

平成22年3月19日告示第20号

改正

平成23年1月26日告示第16号

平成28年3月30日告示第54号

令和6年4月1日告示第63号

令和6年12月4日告示第119号

(趣旨)

第1条 この告示は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づき家庭裁判所から後見等の開始の審判を受けた成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）に対し、予算の範囲内において豊見城市成年後見制度利用支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城市規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる被後見人等（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本市が法令の規定により援護等を行っている者
- (3) 豊見城市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する取扱要綱（平成21年豊見城市告示第40号。以下「審判請求手続要綱」という。）に基づき、審判請求手続要綱第2条第1号ウに該当する者として市長が後見開始等審判の請求を行ったもの（次条の対象費用について他の市町村から助成を受けることができる者を除く。）

(対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 審判請求手続要綱第3条各号に掲げる審判の請求に係る手続費用（以下「審判請求費用」という。）
- (2) 対象者の成年後見人、保佐人及び補助人並びに後見監督人、保佐監督人

及び補助監督人（以下「後見人等」という。）の報酬費用（以下「後見人等報酬費用」という。）

（助成金の交付要件）

第4条 審判請求費用に対する助成金は、対象者及び民法の規定に基づき当該対象者に係る後見等の審判の請求を行った者（以下「申立人」という。）並びにそのすべての世帯員が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該申立人に対して交付するものとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合

（2）次の要件を全て満たす場合

ア 世帯員全員が住民税非課税であること。

イ 年間収入が単身世帯にあっては150万円以下、一般世帯にあっては世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

ウ 預貯金等の額が単身世帯にあっては350万円以下、一般世帯にあっては世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

エ 居住用の土地、家屋等日常生活に供する資産以外の資産がないこと。

（3）前2号に掲げるもののほか、特別な事情により生活が困窮していると市長が認める場合

2 後見人等報酬費用に対する助成金は、対象者が前項各号のいずれかに該当する場合であって、次の各号のいずれにも該当するときに当該対象者に対して交付するものとする。

（1）後見人等が家庭裁判所にて報酬付与を認める審判を受けている場合

（2）後見人等が対象者の配偶者及び4親等以内の親族でない場合

3 前項の規定にかかわらず、対象者が第6条第1項の規定による申請を行う前に死亡した場合又は報酬付与を認める審判が対象者の死亡後に行われた場合における助成金の交付は、当該死亡した日において当該対象者が第1項各号のいずれかに該当するときは、報酬付与を認める審判を受けた後見人等に対して行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、前条の対象費用について他の助成金等を受けているときは、助成の対象としない。

（助成金の額等）

第5条 審判請求費用に対する助成金の額は、次に掲げるものの実費額とする。

- (1) 収入印紙代（審判請求及び登記に要する費用）
- (2) 郵便切手代
- (3) 診断書の作成料
- (4) 鑑定料
- (5) 証明書等の発行手数料（戸籍謄本、住民票及び登記されていないことの証明書の交付に要する費用）

2 後見人等報酬費用に対する助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と、家庭裁判所が決定する後見人等に対する報酬の額のいずれか低い方の額を上限とする。この場合において、同一の月に在宅期間と特別養護老人ホーム等の施設への入所又は医療機関への入院期間が混在する者（以下「施設等入所者」という。）は、当該月は在宅者とみなす。

- (1) 被後見人等が在宅者である場合 月額28,000円
- (2) 被後見人等が施設等入所者である場合 月額18,000円

3 後見人等報酬費用に対する助成金は、審判により決定された期間により算定する。ただし、遡及できる期間は、次条の規定による申請があった日から遡って2年間に限るものとする。

（助成金の交付申請等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、代理人又は後見人等は、対象者に代わり申請することができる。

- (1) 審判請求費用に対する助成金にあつては、次に掲げる書類

ア 後見等開始申立書の写し

イ 対象者及び申立人並びにその世帯員の給与又は年金の源泉徴収票の写し等年収が確認できる書類

ウ 対象者及び申立人並びにその世帯員の財産の状況が確認できる書類

エ 対象者及び申立人並びにその世帯員の預貯金通帳の写し等残高が確認できる書類

オ 審判請求費用に係る金銭出納票、領収書の写し等、必要経費が確認できる書類

カ 代理人又は後見人等が申請する場合は、代理人又は後見人等であることを証明する書類

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 後見人等報酬費用に対する助成金にあっては、次に掲げる書類

ア 審判確定が確認できる書類（登記事項証明書の写し又は裁判所が発行する審判確定証明書の写し）

イ 報酬付与の審判決定書の写し

ウ 対象者の給与又は年金の源泉徴収票の写し等年収が確認できる書類

エ 対象者の財産目録の写し

オ 対象者の預貯金通帳の写し等残高が確認できる書類

カ 後見記録等の写し

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成金の申請は、家庭裁判所による後見等の開始の審判又は報酬付与の審判の確定があった日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の諾否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第3号）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

（変更の届出）

第9条 第7条の規定により後見人等報酬費用に対する助成金の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、成年後見制度利用支援事業変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(1) 対象者の氏名、住所又は所在地

(2) 対象者の生活状況及び資産状況

(3) 後見人等の氏名又は住所

(4) 後見人等に対する報酬の額

（終了の届出）

第10条 第7条の規定により後見人等報酬費用に対する助成金の交付決定を受

けた対象者又はその後見人等は、対象者の事理弁識能力の回復又は死亡等により後見等が終了したときは、成年後見制度利用支援事業助成金交付終了届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（助成金の返還等）

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（豊見城市告示で定める押印の取扱いの特例に関する告示の一部改正）

2 豊見城市告示で定める押印の取扱いの特例に関する告示（令和4年豊見城市告示第32号）の一部を次のように改正する。

別表豊見城市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱（平成22年豊見城市告示第20号）の項を削る。―